

認知症対応型共同生活介護  
介護予防認知症対応型共同生活介護  
重要事項説明書

医療法人 ミネルワ会  
グループホーム ミネルワ

〒791-8025

松山市衣山五丁目717番地1

電話 (089) 922-1119

FAX (089) 922-1022

# 重要事項説明書

## 1. 事業の目的

認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境のもとで、食事、入浴、排泄等の日常生活の世話及び日常生活の中での心身の機能訓練を行うことにより、安心と尊厳のある生活を、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立して営むことができるよう支援する事を目的とする。

## 2. サービス内容

認知症の診断を受けた方に対し、共同生活住居において家庭的な環境のもとでその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、共同生活介護サービスを提供します。

## 3. 事業者概要

|       |                 |
|-------|-----------------|
| 事業者名  | 医療法人 ミネルワ会      |
| 所在地   | 松山市空港通七丁目13番地3号 |
| 代表者   | 理事長 渡邊 英生       |
| T E L | 089-973-0111    |
| F A X | 089-974-0432    |

## 4. 事業所概要

|       |                |
|-------|----------------|
| 事業所名  | グループホーム ミネルワ   |
| 所在地   | 松山市衣山五丁目717番地1 |
| 管理者   | 山住 裕之          |
| T E L | 089-922-1119   |
| F A X | 089-922-1022   |

## 5. 基本理念及び基本方針

|      |  |
|------|--|
| 基本理念 | 「心」と「心」の対話と傾聴を基本として、利用者様の「今まで」「いま」「これから」を共有し、お一人おひとりに寄り添ったケアに努めます。   |
| 基本方針 | <ol style="list-style-type: none"><li>利用者様の生きがいや自立に向けた生活ができるように常にケアの拡充に努めます。</li><li>尊厳や権利を損なうことなく、その人らしく暮らし続けることができるようなケアを提供します。</li><li>介護の質の向上を目指して、専門性の向上と基本理念に沿って自己研鑽に励みます。</li><li>医療と福祉の連携に努めるとともに、介護福祉の情報発信等により地域の拠点となる施設を目指します。</li></ol> |

|  |  |
|--|--|
|  | 5. 利用者様や地域の方々に親しまれ、愛され、信頼されるホームを目指します。 |
|--|--|

## 6. 事業所の職員体制

|       |         |  |
|-------|---------|--|
| 管 理 者 | 1名(兼務)  | 介護支援専門員・介護福祉士<br><br><職務内容><br>ホームの管理・運営、リスク管理、地域との連携、職員指導等を行います。                              |
| 計画作成者 | 2名(兼務)  | 介護支援専門員・介護福祉士<br><br><職務内容><br>適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成するとともに、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連絡・調整を行います。 |
| 介護職員  | 11名(専任) | 介護福祉士・介護支援専門員 他<br><br><職務内容><br>入居者に対して必要な介護及び支援を行います。又看護資格を有するものは、入居者の体調管理や医療機関との連携も行います。    |

## 7. 職員の勤務体制

| 勤務体制 | 勤務時間          |
|------|---------------|
| 早 出  | 7:00 ~ 16:00  |
| 日 勤  | 8:30 ~ 17:30  |
| 遅 出  | 10:00 ~ 19:00 |
| 夜 勤  | 17:00 ~ 翌9:00 |

## 8. 営業日

年中無休(電話等により、24時間常時連絡が可能)

## 9. 利用定員

|                   |    |
|-------------------|----|
| 1F・ユニット名 瞳月(むつき)  | 9名 |
| 2F・ユニット名 如月(きさらぎ) | 9名 |

## 10. 協力医療機関・介護老人保健施設

- 医療法人ミネルワ会 渡辺病院  
老人保健施設ミネルワ
- 医療法人愛弘会 しばた歯科

## 11. 利用料金

|           |                               |
|-----------|-------------------------------|
| 居 住 費     | 42,000 円／月                    |
| 食 材 料 費   | 1,400 円／日                     |
| 水 道 光 热 費 | 13,500 円／月                    |
| 共益費       | 1,000 円／月（エレベーター管理費・冷暖房設備管理費） |
| 医療費・薬代    | 実 費                           |
| 嗜好品       | 実 費                           |
| おむつ代      | 実 費                           |
| 理美容代      | 実 費                           |
| 介護保険負担    | 介護保険法に基づき算出いたします(別紙 利用料金表参照)  |

※介護報酬【加算】の内容については、別紙の説明をご参考下さい。

- (1) お支払頂く料金は、介護保険法に基づき算出いたします。
- (2) 料金の支払い方法は、銀行引き落としとさせていただきます。
- (3) その他、上記の実費の他個人負担が相当なものは実費扱いとなります。  
\*個人の好みにより銘柄指定がある場合  
(シャンプー・リンス・石鹼・トイレットペーパー等)

## 12. 秘密保持

本事業所の職員は、在職中及び退職後においても、正当な理由がなく、その職務上知り得た利用者及びそのご家族等の秘密を漏らすことがないよう、入職時に「誓約書」に記名捺印することを義務付けています。

## 13. 個人情報の取り扱い

利用者及びそのご家族等の個人情報の取り扱いには十分に注意し、流出することがないよう保管・管理には十分注意します。但し、以下の内容については利用者及びご家族等の同意を得た上で、必要な情報の提供を行う場合があります。

- (1) サービス担当者会議・地域包括支援センター・松山市介護保険課・愛媛県及び松山市社会福祉協会・地域担当民生委員・警察署との連携
- (2) 介護サービスの提供にあたり、医師等の意見・助言を求める場合や病院受診時
- (3) ご家族等への説明
- (4) 介護保険事務のうち
  - ・審査支払機関へのレセプト提出
  - ・審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- (5) 事故などに係わる保険会社・調査機関などの専門団体や警察などの公共機関への相談及び届出

- (6) 介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料  
(7) 介護関連の研究会・研修等への提出(個人情報を特定できない情報)

- (8) 外部監査機関への情報提供  
(9) 施設広報誌、インターネットの施設ホームページ等への写真掲載  
(但し、氏名の公表は致しません)

お申し出に関しては、後から撤回・変更を行う事ができます。

#### 14. 利用時の留意点

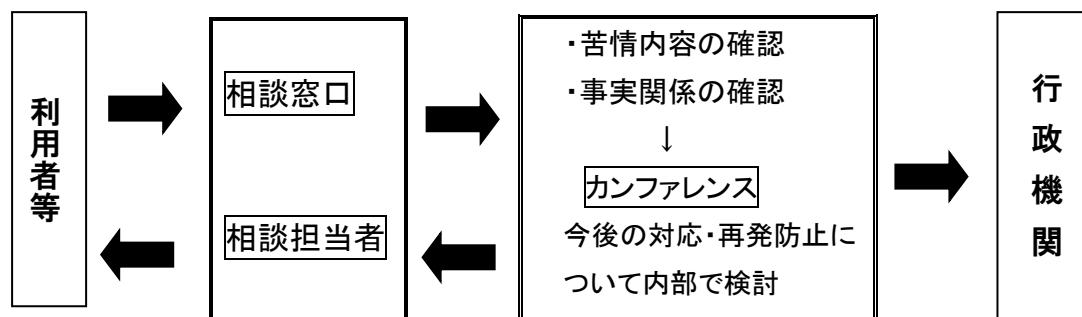
|              |  |
|--------------|--|
| 来訪・面会        | 面会時間は ≪ 9時30分から18時00分 ≫ となります。<br>緊急時は対応致しますのでご連絡下さい。<br>来訪時には必ず面会簿にご記入ください。<br>宿泊を希望される場合は、職員に連絡して下さい。<br>なおご家族等への食事提供は出来ません。 |
| 外出・外泊        | 外出・外泊ともに届出用紙にご記入下さい。現在は外泊中止  |
| 主治医以外の医療機関受診 | 必要時・希望時には同行し報告しますが、出来る限りご家族等の付き添い、又は同行をお願いします。   |
| 居室・設備器具の利用   | 施設内の居室や設備・器具は本来の用法にしたがってご利用ください。これに反した利用により破損が生じた場合は現状回復のため実費負担をして頂く場合がございます。<br>(尿失禁・放便により汚染し臭いが取れない場合も含みます)                  |
| 禁煙・飲酒        | 施設内は全室禁煙です。<br>決められた場所以外の喫煙はお断りいたします。<br>居室への持ち込み飲酒はできません。   |
| 現金の管理        | 原則として現金は、お預かりできません。  |
| 所持金の管理       | 本人の所持金に関しては管理できません。  |
| 居室変更         | 利用者の状態に合わせて居室変更をお願いする場合があります。ご協力をお願いします。   |
| 退居について       | 共同生活が困難な状態や常時医療行為が必要になった場合は、退居して頂きます。  |
|              | 本人・家族・医師・職員の話し合いの結果、同意書を交わしグループホームで出来るケアをおこないます。ご家族等の協力も必要となります。   |

## 15. 相談・苦情などの窓口

グループホームに関する相談・苦情などは窓口までお申し出ください。

|      |   |   |
|------|---|---|
| 相談窓口 | グループホーム ミネルワ<br>担当者 山住 裕之   | 電話 089-922-1119   |
| 行政機関 | 愛媛県国民健康保険団体連合会 8:30~17:15<br>松山市指導監査課 8:30~17:15<br>愛媛県社会福祉協議会<br>(愛媛県福祉サービス運営適正化委員会) | 電話 089-968-8700<br>電話 089-948-6968<br>電話 089-998-3477<br>9:00~12:00 13:00~16:30 |

### 苦情相談受付の流れ



## 16. 緊急時の対応

病状の急変・怪我・窒息・意識不明・急な発熱など緊急時の場合には、速やかに適切な対応を講じ主治医に連絡、その指示に従い、ご家族等に連絡します。又行方が不明になった場合には、速やかに警察署に連絡し、捜査依頼をすると同時にご家族等にも報告し、職員も捜索します。

## 17. 事故発生時の対応

事業所は、事業所サービス提供により事故が発生した場合には、速やかに利用者のご家族等と保険者に連絡を行うとともに賠償すべき事故について損害賠償を行います。

## 18. 非常災害対策

- (1)非常災害が発生した場合、職員は利用者の避難等適切な措置を講じます。又災害時には避難等の指揮をとります。
- (2)非常災害に備え、定期的に地域の協力機関と連携を図り、避難訓練を行います。
- (3)非常災害時の計画を作成し、事務所内の見やすい場所に掲示します。

## 19. 第三者評価の実施状況

実施:あり

年月日:令和7年 9月 26日

評価機関:愛媛県社会福祉協議会

評価結果の開示状況:WAMNET

## 20. 身体拘束に関して

- 1 事業所はサービスの提供に当たり、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行わないものとします。
- 2 身体拘束を行う場合には家族の同意を得て、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。
- 3 事業所は身体拘束等適正化委員会を設置し、3ヶ月に一度委員会を開催し適正に運営されているかを検証します。
- 4 職員は身体拘束に関する研修を年間2回行います。
- 5 事業所は身体拘束等の適正化のための指針を整備し適宜見直しを行います。

## 21. 虐待防止に関して

- 1 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとします。
  - (1)虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
  - (2)虐待防止のための指針の整備
  - (3)虐待を防止するための定期的な研修の実施
  - (4)前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置